

第三十一回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和三十四年二月十八日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 早稲田幸三郎君

理事加藤 高藏君 理事鍛冶 良作君

理事古川 丈吉君 理事高橋 禎一君

理事島上善五郎君 理事矢尾喜三郎君

理事山下 榮二君

藏内 修治君 村瀬 宣親君

阪上安太郎君 滝井 義高君

土井 直作君

出席国務大臣

国務大臣 青木 正君

出席政府委員

総理府事務官 兼子 秀夫君

(自治庁選挙局長)

委員外の出席者

総理府事務官 櫻澤東兵衛君

(自治庁選挙管理課長)

一月二十九日

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

同月二十二日

入院患者の選挙区変更に関する請願

外一件(栗原俊夫君外一名紹介)(第

五〇八号)

は本委員会に付託された。

昭和三十三年十二月二十五日

地方議会の議員定数の基準人口改正

に関する陳情書(札幌市議会議長斎

藤忠雄)(第二号)

町村長立候補者の抑制に関する陳情書(静岡岡町村会長柴田忍)(第一〇号)

昭和三十四年二月四日

公職選挙法の一部改正に関する陳情書外一件(東京都議会議長清水長雄

外一名)(第三三〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

○早稲田委員長 これより会議を開きます。

去る十二日の理事会におきまして、

今週は本日と明後二十日の二日間委員

会を開き、国会議員の選挙等の執行経

費の基準に関する法律の一部を改正す

る法律案の審査を行い、他の三件につ

きましては、来週から審査を進めるこ

とに理事会の了解を得た次第でありま

す。右御了承を願います。

では審議に入りますが、去る一月二

十九日に本委員会に付託されました、

内閣提出、国会議員の選挙等の執行経

費の基準に関する法律の一部を改正す

る法律案を議題として審査に入りま

す。

まず、本案の趣旨について政府の説

明を求めます。青木国務大臣。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の

基準に関する法律の一部を改正

する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基

準に関する法律(昭和二十五年法律

第七十九号)の一部を次のように改

正する。

第四条第一項の表を次のように改

める。

投票区 の選 挙人 数	投票		投票		投票		投票		投票	
	区 市 町 村	日	平日	土曜日	又は休日 又は休日	平日	土曜日	又は休日 又は休日	平日	土曜日 又は休日
五百人未満	区	平日	三、九〇〇円	八、六〇〇円	二、〇〇〇円	平日	五、六〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、一五〇円	四、〇〇〇円
一千人未満	市	平日	六、三〇〇円	九、九〇〇円	二、六〇〇円	平日	八、〇〇〇円	一〇、一五〇円	四、〇〇〇円	五、三〇〇円
二千人未満	町	平日	八、四〇〇円	一二、六〇〇円	三、九〇〇円	平日	一〇、一五〇円	一二、六〇〇円	五、三〇〇円	六、六〇〇円
三千人未満	村	平日	一〇、五〇〇円	一六、八〇〇円	五、一〇〇円	平日	一二、六〇〇円	一六、八〇〇円	六、六〇〇円	八、〇〇〇円
五千人未満	区	平日	一三、六〇〇円	二〇、九〇〇円	六、四〇〇円	平日	一五、七〇〇円	二〇、九〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、五〇〇円
一万人未満	市	平日	一五、七〇〇円	二四、〇〇〇円	七、五〇〇円	平日	一七、八〇〇円	二四、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一三、〇〇〇円
二万人未満	町	平日	一七、八〇〇円	二七、〇〇〇円	八、六〇〇円	平日	一九、九〇〇円	二七、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、五〇〇円
三万人以上	村	平日	一九、九〇〇円	三〇、〇〇〇円	一〇、七〇〇円	平日	二二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	一五、五〇〇円	一八、〇〇〇円

[illegible]

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙 二七九、二七〇円
参議院議員選挙 二八八、六二〇円

三 認定出先機関

衆議院議員選挙 一六一、三八三元
参議院議員選挙 一六六、〇五八円

四 大都市

衆議院議員選挙 九一〇、〇三五円
参議院議員選挙 九二九、三三五円

五 区

選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数
五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上 二十万人未満	二十万人以上
三九九、九一〇円	五二九、五八〇円	七〇六、三三〇円	九〇七、六六〇円	九二二、一三五
四一四、三八五	五四四、〇五五	七二〇、八〇五	九二二、一三五	

六 市

選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数
三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
一八五、一一四円	二六八、六六六円	四三六、五六六円	六四七、三〇一円	八五五、一三一円
一九二、二二八	二七五、七七〇	四四五、四四六	六六〇、六二二	八六八、四五一

七 町村

選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数
一千人未満	一千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千人未満	五千人以上 一万人未満
一六、四二円	一九、六二円	二六、六二円	四七、七五円	六八、八二円
一七、三三円	二〇、五三円	二六、六二円	四七、七五円	六八、八二円

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。
一 都道府県

選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数
五十万人未満	五十万人以上 七十五万人未満	七十五万人以上 百五十万人未満	百五十万人以上 二百五十万人未満	二百五十万人以上
三六、八二円	四二、八二円	四九、八二円	五六、八二円	六三、八二円
三三、三三円	四〇、八二円	四七、八二円	五四、八二円	六一、八二円

選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数
二百五十万人未満	二百五十万人以上 三百五十万人未満	三百五十万人以上 四百五十万人未満	四百五十万人以上 五百五十万人未満	五百五十万人以上
五八、八二円	六五、八二円	七二、八二円	七九、八二円	八六、八二円
五五、八二円	六二、八二円	六九、八二円	七六、八二円	八三、八二円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙 一四六、一五〇円
参議院議員選挙 一五五、五〇〇円

三 認定出先機関

衆議院議員選挙 七四、七三三円
参議院議員選挙 七九、四〇八円

四 大都市

衆議院議員選挙 三五四、六七五円
参議院議員選挙 三七三、九七五円

五 区

衆議院議員選挙 一八九、三〇〇円
参議院議員選挙 二〇三、七七五円

六 市

選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数	選挙 の 数
三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
七七、五五四円	八三、〇〇六円	一二三、五八六円	一七二、五七一円	二二二、五七一円
八四、六五八	九〇、一一〇	一三二、四六六	一八五、八九一	二三二、五七一

七 町村

選挙人の数	選挙人の数	
	選挙人の数	選挙人の数
選挙人	八、九五三	八、九五三
選挙人	八、二五一	八、二五一
選挙人	一六、六二二	一六、六二二
選挙人	二八、六六五	二八、六六五
選挙人	四三、六二二	四三、六二二
選挙人	五二、五七五	五二、五七五
選挙人	六二、五二八	六二、五二八
選挙人	八、九五三	八、九五三
選挙人	八、二五一	八、二五一
選挙人	一五、二一八	一五、二一八
選挙人	二六、五五九	二六、五五九
選挙人	四〇、一一二	四〇、一一二
選挙人	四八、三六三	四八、三六三
選挙人	五六、六一四	五六、六一四

第十四条第一項の表中「三四〇」を「三七〇」、「二八〇」を「三〇〇」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定によつて算出した経費の額と第十三条の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額との合計額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

第十七条第二項中「十九万六千七百三十八円」を「十九万六千九百五十八円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公職選挙法の改正及び最近における国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の施行の状況にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準を

改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青木国務大臣 ただいま上程になりました法案の提案説明を申し上げます前に、一言あいさつを申し上げます。私、昨年自治庁の長官を仰せつかりましたところ、今年の一月十二日に再び自治庁長官を仰せつかりましたので、またこれから当委員会の皆さんに、何かと御厄介になることと存ずる次第であります。従来いろいろこの委員会の皆さん方から御指導を賜わっておつて、まことに感謝にたえない次第でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する衆議院議員及び参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査等の執行について国が負担すべき経費の基準を定め、その

適正かつ円滑な執行を確保する目的をもつて制定されたものであります。昨年の公職選挙法の一部改正により、衆議院議員選挙の選挙運動期間が短縮されたのと、最近におけるこの法律施行の状況にかんがみ、実情に即しない点がありますので、所要の改訂を加えることとした次第であります。

次にこの法律案による改正の内容について御説明申し上げます。

第一点は、投票管理者、開票管理者及び投票立会人、開票立会人、選挙立会人、選挙分会立会人の費用弁償額並びに人夫賃、帰宅手当の額が実情に即しないので、その金額を引き上げようとするのであります。

第二点は、昨年四月の公職選挙法の改正によりまして、衆議院議員の選挙における選挙運動期間が二十五日から二十日間に短縮されたことに伴い、選挙会経費及び事務費に不用額が生ずることとなりますので、これらの経費の基準額を改訂しようとするものであります。

第三点は、国会議員の再選挙、補欠選挙等の執行に要する額は、従来基準額の三分の二に相当する額とされておりましたが、これは実情に即しないので、事務費についてのみ三分の二に相

当する額とし、その他の経費は全額を交付するよう改正しようとするものであります。

以上が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○早稲田委員長 以上をもちまして趣旨説明を終ります。

続いて質疑に入ります。質疑の通告がございますので、これを許します。土井直作君。

○土井委員 ただいま提案になりました法案の、改正要点の一、二について御質問申し上げます。

まず第一に、改正の要点であります人夫賃及び嘱託手当の単価等につきまして、あるいはまた投票管理者及び開票管理者、さらに投票立会人、開票立会人、選挙会立会人及び選挙分会の立会人等に対する費用の増額等が提案されておりますが、この提案の内容を見て参りますと、現行法と、改正されようとするものと比較は、きわめて少額のものであります。たとえば二十円あるいは三十円というような増額でございまして、これは、果して、ただいま大臣が説明いたしましたように、今の実態に即した、しかも適正なる増額であるというふうな政府当局はお考えになつておられるかどうか、この点をまずお伺い申し上げます。

○衆議院府委員 今回提案いたしました人夫賃、嘱託手当、それから投票管理者、立会人の費用弁償額の引き上げ問題でございます。御指摘のように、人夫賃、嘱託手当におきましては

これを二十円、それから投票開票管理者につきましては三十円、投票、開票、選挙会の立会人につきましては二十円の引き上げをはかつておるのであります。私ども、従前の単価が低いというところが国会におきまして御議論にも見られましたし、私どももさう考えまして、今回引き上げをはかったのでございまして、この引き上げた額が適正かどうかというお尋ねでございますが、私ども、必ずしも今回引き上げたものに満足をするというわけではございませんが、予算等の都合もございまして、逐次実情に合せまして引き上げをはかつて参りたい、このように考えておる次第であります。

○土井委員 ただいまの御答弁によりまして、必ずしもこの引き上げが妥協適正であるとは考えておられない、漸を追うてさらにこれを引き上げたい、こういう御意思のように承知いたします。ものが、一体、こういう形できわめて少額のものしか上げざるを得なかつたということ、自治庁の考えとして、これをやむを得ざるものとして引き受けたのではないか、こう考えるのであります。が、この間における大蔵省との折衝の過程において、一体どういふような内容をもって折衝され、そしてこの種の決定が打ち出されているのか、その間の事情が発表できるものならば、この際御発表願いたいと思ひます。

○衆議院府委員 重ねてのお尋ねでございますが、投票開票管理者等の費用弁償額は、いずれの金額が適正であるか、これは理屈を申しますれば非常にむずかしい問題でございますが、現在市町村等で実際出しております金額というふうなものも考慮いたしまして、一

体の負担を軽減する、あるいは絶無にするという建前から、政府といたしまして、それを實際支拂つておるといふような実情を御調査の上で、将来は全額を支拂うといふような御意思がある

に支払っております。単価が異なっております場合に、団体によつて違つた金額を交付することにする、あるいはこの国の基準より下回つております場合に、それを減額して、上回つておる団体に

る調査特別委員会議録第四号 昭和三十

する費用弁償であります。が、外国の法
制等を見ますと、立会人等、民間の有
権者をそれに充てるといふことからい
たしまして、ドイツ等は名譽職といふ
ことにいたしているようでございます。

○土井委員 御存じの通り、投票立会人は午前七時から晩の六時くらい、約十一時間くらいの間、従つてこれは超勤をするというようなことは全然あり得ないわけですが、開票立会人とか選

ては、地方の選管からたひたびり上
げ方の陳情と申しますか、要請が出て
おるのでございます。特に、この人夫費
や立会人の単価、それから補欠選挙、
再選挙等の場合の三分の二の規定、こ
れは制定以来この規定があつたのでこ

さいますが、実際補欠選挙、再選挙の場合に、三分の二に減額されるといふことは非常に不合理でございます。私も、従来からこれは改正いたしたいと考えておった点であります。地方からも非常な熱望があった点であります。

○鑑治委員 そうすると、この額も、大体地方からの申し出の額と相当しておりますか。

○兼子政府委員 具体的に額と申しますと、たとえば管理者等につきましては、地方の要請が千円とか五百円とか、金額を明示したのもございますが、それ以外はあまり金額を明示しておらぬ。ただ、実情に即するように引き上げをはかつてほしい、このような陳情が出ておつたように記憶いたしております。なお人夫賃、嘱託手当等は、これは予算の単価でございまして実際に雇用いたします場合は、全体の計算されております人員、予算の基礎となつております人員とのにらみ合せで、総額によつてきまるわけでございます。人夫賃等の点につきましては、これは人員は必ずしも窮屈でない組み合わせをいたしておるのでございまして、金額そのものはやや低いのではないかといい点が考えられますが、予算の執行には支障がない、このように考えておる次第でございます。

○鑑治委員 投票管理者及び開票管理者、これは大に地方公務員が当るのではないですか。それにこういう手当てというのは、どういうことになるのですか。

○兼子政府委員 投票管理者、開票管理者に公務員が当る場合が比較的多いわけでございますが、それ以外の一般

の人がこれに当るといふことが、あるわけでございます。それから選挙管理委員は、これは報酬が必ずしも月額でなく、日額の場合もあるわけでございまして、そういう場合には、管理者としての費用弁償で支給できるわけですね。

○鑑治委員 いや私の言うのは、地方公務員が管理者になった場合に、手当を出すのか出さぬのか、出していいものかどうか。

○兼子政府委員 地方公務員は、本来の職があるわけでございまして、地方公務員が管理者になる場合は、これは勤務時間内でありまして場合には出し得ないということになるわけであります。

○鑑治委員 そうすると、地方公務員がこれに当るか当らぬかによつて、地方自治体に対する支給額が違ってくることになるのですか。

○兼子政府委員 個々の地方団体のそういう事情は、その実態を見て交付するというものでは、先ほど申し上げましたように、立会人の単価というように、個々の市町村の選挙の場合に条項できまっておりますけれども、これが上回つておりましたもよい交付するということではなく、選挙費全体でまかなつていただく、こういう執行経費の運営をいたしておるのであります。

○鑑治委員 それから、先ほどちょっと言つたのですが、人夫賃は現在のところでは実情に合ふから、幾らか上げるといふことであるかと思ふのですが、ここで考えられるのは、われわれの選挙費用、これはおそらく、人夫賃なんかはこういう人夫賃とにらみ合せ

て予算が出ておつたかと思ふのです。が、選挙管理委員会が雇う人夫賃は上るが、われわれが雇う労働者の賃金が上らぬといふことはないわけで、向うが上ればこっちも上るのであつて、そうすると、あなたの方から出た費用の基準額に大へん影響がくると思ふのですが、それはどうですか。もし影響ありとするならば、実情に合わない選挙費用といふものが組まれておるのですから、あらためてこの際改正しなければならぬことになりはせぬかと思ふが、これはどうですか。

○兼子政府委員 ただいま提案いたしておりますこれは、選挙の執行経費の基準に関する法律でございまして、選挙の管理執行に要する人夫賃等の問題であります。ただいまお尋ねのありました候補者の選挙運動費用の人夫賃に影響があるかないかという点につきましては、直接の影響はないわけでございまして、この法律で考えましたいわゆる現行法の基準額は、昭和三十三年に二百八十円に改訂いたしましたものでございまして、これはその当時の労働省の標準賃の標準的な賃金というものを基礎にして算出したもので、現行二百八十円がきまつたのでありまして、今回それを全国的に平均いたしまして、一般労働者の動きを見てみますと、これがちよつと今回上げます三百円ということになるわけであります。労働界の需要供給の関係で動いておる数字をとつて、今回の予算の基礎に用いたものでございまして、

候補者の選挙運動に要します人夫賃等につきまして影響があるかどうかという問題でございまして、これは例の法定費用の算出基礎におきまして、その

の当時におきましても割増しと申しますが、選挙の実態に合わせた額といふものを基礎にいたしておりますので、直ちにこれに影響するといふことはなからう。これが労働界の需給関係によつてさらに上つていくということになりますれば、法定費用の算出基礎の人夫賃につきましても再検討をしなければならぬことにならうかと思ひますが、今直ちに法定費用の方をいじる必要はないのではないかと、このように考えております。

○鑑治委員 それでは納得がいきません。それならば聞きましょう。前に、あなたの方から選挙費用の基礎の表をもつてはじき出したことを覚えておりますが、あれは何年のものであつたか、それから労働者は二百八十円だと記憶しておりましたが、どれだけでしたか。今の労働賃金を基準にして、どれだけにきまつておりますか。

○兼子政府委員 この前は、昭和二十九年に法定費用を改訂いたしましたのであります。そのときの、二十九年十二月十一日の中央選挙管理会の告示、これがたゞいま手元にありますので見ますと、選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額というものを告示できめております。これで見ますと、「選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することのできる報酬の額」(基本日額三百五十円)「労働者一人一日につき右の額の五割」これを最高限にいたしておりますので、今直ちにこれをいじるといふ必要はなからうかと思ひます。

ませんか。それでは、本日の質疑はこの程度にとどまして、次会は明後二十日、午前十時より開会いたします。ぜひ御出席をお願いしたいと思います。本日は、これにて散会いたします。午前十一時二十一分散会